

## 労務管理その他の労働及び社会保険に関する一般常識

### 【問1】解答 B

- ア 労契法5条、平24基発0810第2号。設問のとおり。
- イ × 労契法6条、平24基発0810第2号。書面を交付しなくとも、労働者及び使用者の合意があれば、労働契約は有効に成立する。
- ウ × 最判平15.4.18新日本製鐵（日鐵運輸第二）事件。最高裁判所の判例によれば、設問の事情の下においては、当該労働者の個別的同意を得ることなしに出向命令を発令することができる。
- エ 労契法17条1項、平24基発0810第2号。設問のとおり。
- オ × 労契法22条2項。家事使用人の労働契約については、労働契約法は適用される。したがって、正しいものは二つであるため、正解はBである。

### 【問2】解答 B

- A 障雇法34条、平27職発0616第1号。設問のとおり。
- B × 育介法9条の2第1項。子が「1歳6か月」ではなく、「1歳2か月」になるまでである。
- C 最判昭60.4.23日産自動車事件。設問のとおり。
- D 派遣法35条の3。設問のとおり。
- E 最判平9.3.27朝日火災海上保険（石堂）事件。設問のとおり。

### 【問3】解答 E

- A × 社労士法2条の2第1項。特定社会保険労務士でなくても、社会保険労務士であれば、補佐人として、裁判所に出頭し、陳述することができる。
- B × 社労士法25条の11第3項。解散の事由は、定款に必ず記載しなければならない事項とはされていない。したがって、この記載を欠いても定款は有効である。
- C × 社労士法25条の2第2項。設問の場合に、社会保険労務士の失格処分をすることはできない。設問の場合にすることができる処分は、戒告又は1年以内の業務停止の処分である。
- D × 社労士法25条の11第1項。一人法人の設立も可能であり、2人以上の社員は不要である。
- E 社労士法25条の15の3第1項。設問のとおり。

### 【問4】解答 B

- A × 平成27年「就労条件総合調査」参照。完全週休2日制を採用している企業割合は、30～99人規模の企業でも「48.3パーセント」と、5割近くになっている。
- B 平成27年「就労条件総合調査」参照。設問のとおり。みなし労働時間制の適用を受ける労働者割合は、「8.4パーセント」である。
- C × 平成27年「就労条件総合調査」参照。フレックスタイム制を採用している企業割合は、「4.3パーセント」となっており、3割を超えていない。

- D × 平成 27 年「就労条件総合調査」参照。女の年次有給休暇の取得率（53.3 パーセント）は、50 パーセントを上回っている。なお、男の年次有給休暇の取得率（44.7 パーセント）が 50 パーセントを下回っている点は、正しい。
- E × 平成 27 年「就労条件総合調査」参照。年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がある企業割合は、「16.2 パーセント」となっており、3 割を超える水準には達していない。

【問 5】解答 A

- A × 平成 25 年「若年者雇用実態調査」参照。上位 3 つを占めているのは、「職業意識・勤労意欲・チャレンジ精神」、「コミュニケーション能力」のほか、「体力・ストレス耐性」ではなく、「マナー・社会常識」である。
- B 平成 25 年「若年者雇用実態調査」参照。設問のとおり。
- C 平成 25 年「若年者雇用実態調査」参照。設問のとおり。
- D 平成 25 年「若年者雇用実態調査」参照。設問のとおり。
- E 平成 25 年「若年者雇用実態調査」参照。設問のとおり。

【問 6】解答 C

- ア 国保法 17 条 1 項。設問のとおり。
- イ × 国保法 11 条 1 項。国民健康保険運営協議会は、「都道府県」ではなく、「市町村」に置かれる。
- ウ × 高確法 118 条 1 項。「都道府県」ではなく、「社会保険診療報酬支払基金」である。
- エ 高確法 51 条 1 号。設問のとおり。
- オ 介保法 115 条の 5 第 2 項。設問のとおり。
- したがって、誤っているものの組合せは、「C（イとウ）」である。

【問 7】解答 B

- A 船保法 53 条 1 項 6 号。設問のとおり。
- B × 船保法 69 条 5 項。「1 年 6 か月」ではなく、「3 年」を超えないものとされている。
- C 船保法 74 条 1 項。設問のとおり。
- D 船保法 85 条 1 項。設問のとおり。
- E 船保法 93 条、96 条。設問のとおり。

【問 8】解答 A

- A 確給法 28 条 1 項。設問のとおり。
- B × 確給法 2 条 3 項。第 4 号厚生年金被保険者は含まれる。
- C × 確給法 3 条 1 項 2 号。「許可」ではなく、「認可」を受けなければならない。
- D × 確給法 55 条 1 項。掛金は、「年 1 回以上、定期的に」拠出しなければならない。「毎月、翌月末日までに」ではない。
- E × 確給法 91 条の 2。後半が誤り。企業年金連合会は、全国を通じて 1 個とされており、都道府県単位で、又は複数の都道府県が共同で設立することはできない。

【問9】解答 E

- A 「平成26年国民年金被保険者実態調査結果の概要」参照。設問のとおり。
- B 「平成26年年金制度基礎調査(障害年金受給者実態調査)」参照。設問のとおり。
- C 「平成25年度国民医療費の概況」参照。設問のとおり。
- D 「平成25年度国民医療費の概況」参照。設問のとおり。
- E × 「平成26年度の国民年金保険料の納付状況」参照。設問中「73.1%」、「70.9%」及び「70%台」とある部分が誤りであり、正しくは「63.1%」、「60.9%」及び「60%台」である。

【問10】解答 D

- A × 平成27年版厚生労働白書409頁～410頁参照。設問中「平成26年度」、「平成27年度」及び「平成28年度」とある部分が誤りであり、正しくは「平成27年度」、「平成28年度」及び「平成29年度」である。
- B × 平成27年版厚生労働白書410頁参照。「療養に要した費用の2割」ではなく、「一定額」の負担を求めることとされた。
- C × 平成27年版厚生労働白書412頁・414頁参照。「介護保険を評価している」と回答した方は「約2割」ではなく、「約6割」となっている。
- D 平成27年版厚生労働白書367頁参照。設問のとおり。
- E × 平成27年版厚生労働白書381頁参照。設問は、「及び受給権者」とある部分が誤り。受給権者は、ねんきん定期便の送付の対象となっていない。



## 健康保険法

### 【問1】解答 B

- ア 法 25 条 1 項。設問のとおり。
- イ × 参考：法 33 条。設問のような規定はない。任意適用事業所に使用される者が事業主に対して任意適用取消しの申請を求めた場合であっても、事業主は当該申請を行う義務を負わない。
- ウ 昭 30.7.25 省発保 123 号の 2。設問のとおり。
- エ × 法附則 2 条 1 項。設問中 2 箇所の「全国健康保険協会」が誤りであり、正しくは、「健康保険組合」である。
- オ × 令 46 条 1 項。「3 分の 1」ではなく、「12 分の 1」である。  
したがって、正しいものの組合せは、「B (アとウ)」である。

### 【問2】解答 B

- A × 法 3 条 7 項 1 号。設問の場合、養父母とあわせての被扶養者認定がされる。
- B 法附則 3 条の 2。設問のとおり。
- C × 法 40 条 2 項。「100 分の 1」ではなく、「100 分の 0.5」を下回ってはならない。
- D × 則 170 条による則 52 条 2 項・3 項の準用。設問後半の「事業主を通じて」としてある点が誤りである。特例退職被保険者が高齢受給者証を返納するときは、「直接」被保険者に返納しなければならない。
- E × 則 28 条、28 条の 2、36 条、36 条の 2。設問は、「氏名」を変更したときの手続きである。住所を変更したときは、被保険者証を事業主に提出する必要はない。また、住所を変更したときに被保険者や事業主に設問の申出や届出の義務が発生するのは、協会管掌健康保険の被保険者に係る変更に限られるため、「健康保険組合」が届出先となることはない。

### 【問3】解答 D

- A × 令 41 条 1 項、平 21 保保発 0430001 号。設問後半が誤りであり、高額介護合算療養費を算定する場合にも、21,000 円未満のものは算定の対象とならない。
- B × 昭 39.3.18 保文発 176 号。設問の場合、その精密検査が定期健康診断の一環として予め計画されたものでなければ、当該精密検査は療養の給付として取り扱って差し支えないとされている。
- C × 昭 5.10.13 保発 52 号。設問の場合、待期間の起算日は、「その翌日」ではなく、「その日」である。
- D 法 63 条 2 項 4 号、86 条 1 項。設問のとおり。
- E × 令 41 条 9 項、42 条 9 項、昭 59 厚告 156 号、平 18 厚労告 489 号。「20,000 円」ではなく、「10,000 円」である。

【問4】解答 A

- A 法 57 条 1 項。設問のとおり。
- B × 法 159 条、159 条の 3。設問の代表取締役は一般の被保険者であるため、保険料免除の対象から除外されていない。
- C × 法 45 条 1 項。設問中 2 箇所の「540 万円」が誤りであり、正しくは、「573 万円」である。
- D × 法 65 条 2 項、68 条 2 項。「病床の有無にかかわらず」としている点が誤りである。保険医療機関の指定の申出があったものとみなされる（いわゆる自動更新の対象となる）保険医療機関から、病院及び病床を有する診療所は除かれる。
- E × 法 150 条 1 項。「行うように努めなければならない（努力義務）」ではなく、「行うものとする（義務）」と規定されている。

【問5】解答 C

- A 法 205 条 1 項、則 159 条 1 項 5 号の 2。設問のとおり。
- B 法 181 条 1 項。延滞金は、納期限（設問では 5 月 31 日）の翌日から徴収金完納の日（設問では 7 月 31 日）の前日までの日数によって計算される。
- C × 法 193 条 1 項、昭 31.3.13 保文発 1903 号、昭 48.11.7 保険発 99 号・庁保険発 21 号。高額療養費についての消滅時効の起算日は、「診療月の末日」ではなく、「診療月の翌月 1 日」である。
- D 法 1 条。設問のとおり。
- E 平 25.5.31 事務連絡。設問のとおり。

【問6】解答 A

- A × 法 122 条。設問前半の規定は被扶養者に係る保険給付について「準用される」。
- B 法 3 条 4 項。設問のとおり。
- C 法 121 条。設問のとおり。
- D 法 89 条 4 項 4 号。設問のとおり。
- E 則 31 条。設問のとおり。

【問7】解答 E

- A 昭 27.9.29 保発 56 号。設問のとおり。
- B 法 99 条 1 項、104 条、昭 32.1.31 保発 2 号の 2。設問のとおり。
- C 平 18 厚労告 107 号。設問のとおり。
- D 法 85 条の 2 第 5 項、則 62 条の 5。設問のとおり。
- E × 法 106 条、平 23 保保発 0630 第 2 号。出産育児一時金を支給することがある。設問の者が、健康保険の保険者から出産育児一時金の支給を受ける旨の意思表示をすれば、健康保険の保険者がその者に対して資格喪失後の出産育児一時金を支給する。

【問8】解答 D

- A 法 108 条 1 項、昭 37.6.28 保険発 71 号。設問のとおり。
- B 法 101 条、113 条、昭 23.12.2 保文発 898 号、昭 27.6.16 保文発 2427 号。設問のとおり。
- C 法 99 条 1 項、昭 2.2.5 保理 659 号。設問のとおり。
- D × 法 104 条。設問後半が誤り。資格喪失日の前日までの被保険者期間は、同一の保険者である必要はない。
- E 法 100 条 2 項。設問のとおり。

【問 9】解答 E

- ア × 法 110 条 1 項、昭 23.11.17 保文発 781 号。設問の場合、被扶養者になる前に発病した当該疾病に関して、父親に対し家族療養費の支給は行われる。
- イ × 法 102 条 2 項による法 99 条 2 項の準用。設問後半の場合は、次の「の額のうちいずれか少ない額」の 3 分の 2 に相当する金額とする。  
 出産手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した各月の標準報酬月額を平均した額の 30 分の 1 に相当する額  
 出産手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の 9 月 30 日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の 30 分の 1 に相当する額
- ウ 平 17 保保発 0329001 号。設問のとおり。
- エ × 平 18 庁保険発 0512001 号。設問の場合、4 月、5 月及び 6 月の報酬の平均額を報酬月額として、標準報酬月額が決定される。従前の標準報酬月額で決定されるのではない。
- オ 法 46 条 1 項・2 項。設問のとおり。  
したがって、正しいものの組合せは、「E (ウとオ)」である。

【問 10】解答 C

- A 法 3 条 7 項 1 号。設問のとおり。
- B 法 45 条 2 項。設問のとおり。
- C × 平 18 庁保険発 0512001 号。「その月における暦日の数」ではなく、「就業規則、給与規程等に基づき事業所が定めた日数」から当該欠勤日数を控除した日数を支払基礎日数とする。
- D 法 3 条 1 項 8 号。設問のとおり。
- E 法 43 条の 3 第 1 項。設問のとおり。



## 厚生年金保険法

### 【問1】解答 A

- ア 法6条1項1号。旅館は適用業種ではないため、設問の事業所は強制適用事業所とならない。したがって、当該事業所を適用事業所（任意適用事業所）とするためには、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- イ × 法6条1項1号へ。貨物積み卸し業は適用業種であるため、設問の事業所は強制適用事業所となる。したがって、任意適用事業所の認可を受ける必要はない。
- ウ 法6条1項1号。理容業は適用業種ではないため、設問の事業所は強制適用事業所とならない。したがって、当該事業所を適用事業所（任意適用事業所）とするためには、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。
- エ × 法6条1項3号。船員として船舶所有者に使用される者が乗り組む船舶は、使用される船員の人数を問わず、強制適用事業所となる。したがって、任意適用事業所の認可を受ける必要はない。
- オ × 法6条1項1号ワ。学習塾（教育）の事業は適用業種であるため、設問の事業所は強制適用事業所となる。したがって、任意適用事業所の認可を受ける必要はない。

したがって、正しいものの組合せは、「A（アとウ）」である。

### 【問2】解答 B

- A 法56条3号。設問のとおり。
- B × 参考：法52条等。障害厚生年金の額の改定に関し、設問のような規定はない。
- C 令3条の12の11。設問のとおり。
- D 昭60法附則73条1項。設問のとおり。
- E 令3条の12の14第1項。設問のとおり。

### 【問3】解答 E

- ア 支給される 法58条1項1号。
- イ 支給される 法58条1項1号。
- ウ 支給される 法58条1項1号、78条の11。設問の場合には、長期要件による遺族厚生年金が支給される。
- エ 支給される 法58条1項2号。
- オ 支給される 法58条1項1号、昭60法附則64条2項。設問の場合には、特例の保険料納付要件（1年要件）を満たしているため、遺族厚生年金が支給される。
- したがって、遺族厚生年金が支給されるものは五つであるため、正解はEである。

### 【問4】解答 D

- A 参考：法44条の3。設問のとおり。
- B 参考：法44条の3。設問のとおり。
- C 法44条の3第1項。設問のとおり。

- D × 法 44 条の 3 第 3 項。支給繰下げによる老齢厚生年金は、繰下げの「申出があった月の翌月」から始められる。設問は、繰下げによる老齢厚生年金の支給開始時期を問うものと思われるが、「老齢厚生年金が支給される」とある部分は、「老齢厚生年金の支給が開始される」などとすべきであろう。そのほか、「請求」とある部分（2 箇所）は、「申出」の誤植と思われる。
- E 法附則 13 条の 4 第 5 項。設問のとおり。

【問 5】解答 C

- A × 法 44 条 4 項、46 条 6 項、令 3 条の 7。配偶者が繰上げ支給の老齢基礎年金の支給を受けても、加給年金額に相当する部分は支給される。
- B × 法 46 条 6 項、令 3 条の 7 第 1 号。300 か月以上の場合に限られない。配偶者の老齢厚生年金の計算の基礎となる被保険者期間が 240 か月以上であれば、加給年金額の部分の支給が停止される。
- C 法 44 条 1 項、78 条の 27、令 3 条の 13 第 2 項。設問のとおり。加給年金額の加算に係る要件である「被保険者期間の月数が 240 以上」に関しては、2 以上の被保険者の種別に係る被保険者期間を合算する。設問の場合、合算した月数が 300 であるため、老齢厚生年金に加給年金額が加算される。この場合の加給年金額は、被保険者期間の月数が多い（加入期間が長い）第 1 号厚生年金被保険者期間に基づく老齢厚生年金に加算される。
- D × 法 44 条 2 項。加給年金額の端数処理は、「50 円未満の端数を切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を 100 円に切り上げる」ことにより行う。つまり、100 円未満の端数を四捨五入するのであって、10 円未満の端数を四捨五入するのではない。
- E × 昭 60 法附則 60 条 2 項。「配偶者の生年月日」ではなく、「受給権者の生年月日」である。

【問 6】解答 B

- A × 法 36 条 1 項、47 条 1 項。障害認定日が月の初日である場合であっても、障害厚生年金は、翌月分から支給される。設問の障害厚生年金（原則的な障害厚生年金）の受給権は、障害認定日に発生する。年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた（受給権が発生した）月の翌月から始められる。
- B 令 4 条 1 項。設問のとおり。
- C × 法 18 条の 2 第 2 項。2 以上事業所選択届を届け出るのはではない。設問の場合、第 1 号厚生年金被保険者の資格を喪失する。
- D × 法 78 条の 33 第 1 項。設問の事務は、「障害認定日」ではなく、「初診日」における被保険者の種別に応じた実施機関が行う。
- E × 法 68 条 1 項。「申請のあった日の属する月の翌月から」ではなく、「所在が明らかでなくなった時にさかのぼって」、遺族厚生年金の支給が停止される。

【問 7】解答 A



- ア 法 65 条。設問のとおり。
- イ 法 90 条 1 項・3 項。設問のとおり。
- ウ × 法附則 20 条 1 項。特別支給の老齢厚生年金を受給することができる。特別支給の老齢厚生年金の支給要件の 1 つである「1 年以上の厚生年金保険の被保険者期間を有すること」に関しては、2 以上の被保険者の種別に係る被保険者期間を合算する。設問の場合、合算した期間が 18 ヶ月となる。
- エ × 法附則 20 条 2 項。定額部分を含めた特別支給の老齢厚生年金を 61 歳から受給することはできない。いわゆる長期加入者の特例についてであるが、当該特例の要件である「44 年以上の被保険者期間」については、設問の 2 以上の被保険者の種別に係る被保険者期間を合算することができない。
- オ × 参考：法 46 条等。支給停止が行われることがある。設問の者は 70 歳以上であるが、70 歳以上の在職老齢年金の仕組みは、老齢厚生年金の受給権者の生年月日を問わず、適用される。
- したがって、正しいものの組合せは、「A (アとイ)」である。

【問 8】解答 D

- A × 法 43 条 3 項。「平成 28 年 3 月」からではなく、「平成 28 年 2 月」からである。退職した（適用事業所に使用されなくなった）ことによる老齢厚生年金の額の改定（退職時改定）は、資格喪失事由に該当した日（1 月 31 日）から起算して 1 ヶ月を経過した日の属する月（2 月）から行われる。
- B × 法 87 条 1 項。設問の場合は、延滞金は徴収されない。
- C × 法 44 条 1 項。設問の場合、加給年金額が再度加算されることはない。
- D 平 24 法附則 5 条。設問のとおり。平成 27 年 10 月 1 日から被用者年金が一元化されたことにより、共済組合の組合員は、同日をもって、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した。なお、「昭和 20 年 10 月 2 日以後に生まれた者」とは、一元化の前日（平成 27 年 9 月 30 日）時点で 70 歳未満であった者である。
- E × 法 12 条 4 号。設問の者は、被保険者とならない。

【問 9】解答 D

- A 法 2 条の 5 第 1 項、78 条の 32 第 2 項。設問のとおり、長期要件による遺族厚生年金は、被保険者の種別に応じた実施機関がそれぞれ支給する。
- B 法 38 条 1 項、法附則 17 条。設問のとおり。
- C 法 78 条の 6 第 4 項。設問のとおり。
- D × 法 54 条 1 項。障害補償給付を受ける権利を取得したことにより、障害厚生年金が支給を停止されることはない。
- E 法 19 条 2 項。設問の者は、厚生年金保険の被保険者の資格を取得した月（3 月）にその資格を喪失（同月得喪）し、さらに同月中に国民年金の第 1 号被保険者となっている。再度厚生年金保険の被保険者となったのは翌月（4 月）であるため、3 月は、国民年金のみの被保険者期間に算入され、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

【問 10】解答 E

- A 法 18 条 2 項。設問のとおり。
- B 法 50 条 1 項、平 12 法附則 20 条 1 項。設問のとおり。
- C 令別表第 1。設問のとおり。
- D 法附則 4 条の 3 第 1 項。設問のとおり。
- E x 法 60 条 1 項 1 号。遺族厚生年金の額について、設問後半のような規定はない。



## 国民年金法

### 【問1】解答 D

- ア 法 90 条 1 項。設問のとおり。
- イ × 令 10 条 1 項。設問の場合は、加算が行われる。
- ウ 法 96 条 6 項。設問のとおり。
- エ 法 90 条の 3 第 1 項、則 77 条の 2。設問のとおり。
- オ × 法 5 条 3 項。学生納付特例による期間は含まれる。  
したがって、誤っているものの組合せは、「D (イとオ)」である。

### 【問2】解答 C

- A × 法 52 条の 2 第 1 項。設問の者が死亡したときは、死亡一時金は支給される。
- B × 法附則 9 条の 3 の 2 第 8 項。脱退一時金の額は、毎年度、「平成 17 年度」の脱退一時金の額に当該年度に属する月分の保険料の額の「平成 17 年度」に属する月分の保険料の額に対する比率を乗じて得た額を基準として、政令で定める。
- C 法 14 条、法附則 7 条の 5 第 1 項。設問のとおり。
- D × 法 50 条。寡婦年金の額は、設問の額の「4 分の 3 に相当する額」である。
- E × 法 18 条の 2。後半が誤り。毎年「3 月から翌年 2 月まで」の間において切り捨てた金額の合計額を、「当該（翌年）2 月」の支払期月の年金額に加算する。

### 【問3】解答 E

- A 法 37 条 1 項 1 号、37 条の 2 第 1 項 1 号。設問のとおり。
- B 法 39 条 3 項 3 号、40 条 1 項・2 項。設問のとおり。
- C 法 41 条 2 項。設問のとおり。
- D 法 36 条の 2 第 1 項 2 号、則 34 条の 4、平 17 保発 0329003 号・庁保発 0329003 号。設問のとおり。
- E × 法 39 条の 2 第 1 項。加算する額は、「224,700 円に改定率を乗じて得た額と 74,900 円に改定率を乗じて得た額とを合算した額」である。

### 【問4】解答 C

- ア × 昭 60 法附則 14 条 1 項。「その受給権者の老齢基礎年金の額」ではなく、「224,700 円」である。
- イ 法附則 5 条 2 項等、則 2 条の 2 第 2 号。設問のとおり。
- ウ 法 101 条 1 項、社審法 32 条 4 項による 5 条の準用、44 条による 12 条の 2 の準用。設問のとおり。
- エ × 法 14 条の 4 第 1 項・2 項、101 条 1 項。社会保険審査官に対して審査請求をすることはできない。
- オ × 法 3 条 3 項、109 条の 4 第 1 項 1 号、令 1 条の 2 第 2 号。設問後半の申出の受理及び申出に係る事実についての審査に関する事務は、市町村長が行うこととされている。

したがって、誤っているものは三つであるため、正解はCである。

【問5】解答 A

- A 法 24 条、法附則 9 条の 3 の 2 第 7 項、令 14 条の 5。設問のとおり。
- B × 法 52 条の 3 第 1 項。設問の者のうち、「これらの者以外の三親等内の親族」は、死亡一時金を受けることができる遺族とならない。
- C × 法 19 条 1 項。相続人に相続されるのではない。未支給の年金については、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の 3 親等内の親族であって死亡した者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものが、その支給を請求することができる。
- D × 法附則 5 条 5 項・6 項 3 号。資格喪失の時期は、当該申出が受理された日である。翌日ではない。
- E × 参考：法 36 条の 2 等。受給権者が日本国籍を有しなくなったことによって、支給が停止されることはない。

【問6】解答 E

- A × 法 109 条の 4 第 1 項 1 号。設問の権限に係る事務は、日本年金機構に委任されている。
- B × 令 11 条 1 項。口頭ではできない。追納の申込みは、追納の承認を受けようとする者が、国民年金保険料追納申込書を提出することにより行う。
- C × 法 92 条 1 項。「市町村長」ではなく、「厚生労働大臣」である。
- D × 法 94 条 1 項。障害基礎年金の受給権者となった場合でも、追納することができる。
- E 則 39 条 1 項 6 号。設問のとおり。

【問7】解答 B

- A 法附則 5 条 10 項。設問のとおり。
- B × 令 11 条の 4 第 1 項。「日本年金機構」ではなく、「国民年金の管掌者たる政府」に納付しなければならない。
- C 昭 60 法附則 8 条 4 項。設問のとおり。
- D 法 5 条 1 項、90 条の 2 第 1 項 3 号等。設問のとおり。
- E 法 5 条 1 項。設問のとおり。

【問8】解答 A

- A × 法 30 条 1 項。障害基礎年金の受給権は発生しない。初診日（21 歳 6 か月のとき）の前日の時点では全額免除の申請を行っておらず、同日において保険料納付要件を満たしていないためである。
- B 法 30 条の 3 第 1 項。設問のとおり。この場合は、基準障害による障害基礎年金の受給権が発生する。
- C 法 30 条 1 項。設問のとおり。この場合は、初診日要件、障害認定日要件、保険料納付要件（原則）をすべて満たしているため、障害基礎年金の受給権が発生する。

- D 法 37 条 1 項、37 条の 2 第 1 項、昭 60 法附則 20 条 1 項。設問のとおり。この場合は、特例の保険料納付要件の対象外であり、かつ、原則の保険料納付要件を満たしていないため、遺族基礎年金の受給権は発生しない。
- E 法 37 条 1 項、37 条の 2 第 1 項。設問のとおり。この場合は、原則の保険料納付要件を満たしているため、遺族基礎年金の受給権が発生する。

【問 9】解答 B

- A × 法 26 条、昭 60 法附則 12 条 1 項 2 号・4 号、同別表第 2・第 3。設問の者は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない。
- B 法 26 条、法附則 9 条 1 項、昭 60 法附則 8 条 4 項。設問のとおり。設問の者は、「保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間」を 26 年有しているため、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている。
- C × 法 26 条、昭 60 法附則 12 条 1 項 2 号、同別表第 2。設問の者は、被用者年金制度の加入期間の特例により、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている。
- D × 法 26 条、昭 60 法附則 12 条 1 項 2 号・4 号、同別表第 2・第 3。設問の者は、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない。
- E × 法 26 条、法附則 7 条の 3 第 1 項、平 16 法附則 21 条 1 項・2 項。設問の者は、設問後半の届出により保険料納付済期間を 25 年以上有することとなるため、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている。

【問 10】解答 D

- A ~ E 法 17 条 1 項、20 条 1 項、27 条、43 条、44 条。設問の場合の年金額及びその計算式は、次のとおりである。

老齢基礎年金の額の計算式.....780,100 円 × 420 月 / 480 月

付加年金の額の計算式.....200 円 × 36 月

端数処理..... の計算式による額について、1 円未満の端数を四捨五入するため、 の額は、682,588 円となる。

受給することができる年金額...「682,588 円 + 7,200 円」により、689,788 円となる。

したがって、正しいものは D である。

